



2018年9月4日

各 位

会 社 名 LINE 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 出 澤 剛
(コード番号 3938、東証第一部)
問 合 せ 先 投資開発・IR 室
03-4316-2050

**海外一般募集及び第三者割当による 2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び
2025 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の
発行条件等の決定に関するお知らせ**

LINE 株式会社(以下「当社」という。)は、2018 年 9 月 4 日付の取締役会において決議いたしました海外一般募集による 2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2025 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「海外一般募集による本新株予約権付社債」という。)の発行並びに当社親会社の NAVER Corporation に対する、第三者割当による 2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2025 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「並行第三者割当による本新株予約権付社債」という。)の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

記

I. 海外一般募集による 2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下 I. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	7,467 円
(ご参考)	
発行条件決定日(2018年9月4日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	5,080 円
ロ. アップ率 $[(\text{転換価額}) / (\text{株価(終値)}) - 1] \times 100$	46.99%

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考) 海外一般募集による 2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | | |
|-----|--------------------|--|
| (1) | 社債の総額 | 365 億 8,000 万円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額 |
| (2) | 発行決議日 | 2018 年 9 月 4 日 |
| (3) | 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2018 年 9 月 20 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) | 新株予約権を行使することができる期間 | 2018 年 10 月 4 日から 2023 年 9 月 6 日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また、③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023 年 9 月 6 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償 還 期 限

2023年9月20日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2018年7月31日現在)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は8.13%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する海外一般募集による本新株予約権付社債及び並行第三者割当による本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

※ 詳細は、2018年9月4日付け当社プレスリリース「海外一般募集及び第三者割当による2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

II. 海外一般募集による 2025 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下 II. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	7,518 円
(ご参考)	
発行条件決定日(2018 年 9 月 4 日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	5,080 円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値))-1\} \times 100]$	47.99%

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考) 海外一般募集による 2025 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | | |
|-----|--------------------|--|
| (1) | 社債の総額 | 365 億 8,000 万円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額 |
| (2) | 発行決議日 | 2018 年 9 月 4 日 |
| (3) | 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2018 年 9 月 20 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) | 新株予約権を行使することができる期間 | 2018 年 10 月 4 日から 2025 年 9 月 5 日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また、③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2025 年 9 月 5 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償 還 期 限

2025年9月19日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2018年7月31日現在)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は8.13%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する海外一般募集による本新株予約権付社債及び並行第三者割当による本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

※ 詳細は、2018年9月4日付け当社プレスリリース「海外一般募集及び第三者割当による2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

Ⅲ. 第三者割当による 2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下Ⅲ. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	7,467 円
(ご参考)	
発行条件決定日(2018年9月4日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	5,080 円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値))-1\} \times 100]$	46.99%

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考) 第三者割当による 2023 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | | |
|-----|--------------------|--|
| (1) | 社債の総額 | 365 億 8,000 万円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額 |
| (2) | 発行決議日 | 2018 年 9 月 4 日 |
| (3) | 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2018 年 9 月 20 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) | 新株予約権を行使することができる期間 | 2018 年 10 月 4 日から 2023 年 9 月 6 日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また、③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023 年 9 月 6 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償 還 期 限

2023年9月20日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2018年7月31日現在)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は8.13%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する海外一般募集による本新株予約権付社債及び並行第三者割当による本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

※ 詳細は、2018年9月4日付け当社プレスリリース「海外一般募集及び第三者割当による2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

IV. 第三者割当による 2025 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下IV. において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	7,518 円
(ご参考)	
発行条件決定日(2018年9月4日)における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価(終値)	5,080 円
ロ. アップ率 $[\{(転換価額)/(株価(終値))-1\} \times 100]$	47.99%

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考) 第三者割当による 2025 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | | |
|-----|--------------------|--|
| (1) | 社債の総額 | 365 億 8,000 万円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額 |
| (2) | 発行決議日 | 2018 年 9 月 4 日 |
| (3) | 新株予約権の割当日及び社債の払込期日 | 2018 年 9 月 20 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) | 新株予約権を行使することができる期間 | 2018 年 10 月 4 日から 2025 年 9 月 5 日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また、③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2025 年 9 月 5 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償 還 期 限

2025年9月19日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2018年7月31日現在)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は8.13%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する海外一般募集による本新株予約権付社債及び並行第三者割当による本新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

※ 詳細は、2018年9月4日付け当社プレスリリース「海外一般募集及び第三者割当による2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

募集後の大株主及び持株比率

募集前(2018年9月3日)		募集後	
NAVER CORPORATION (常任代理人 LINE(株)投資開発・IR室)	72.86%	NAVER CORPORATION (常任代理人 LINE(株)投資開発・IR室)	71.14%
MOXLEY & CO LLC (常任代理人 (株) みずほ銀行決済営業部)	3.49%	MOXLEY & CO LLC (常任代理人 (株) みずほ銀行決済営業部)	3.23%
慎 ジュンホ	1.98%	慎 ジュンホ	1.83%
李 海珍	1.91%	李 海珍	1.76%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代 理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券(株))	1.67%	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代 理人 モルガン・スタンレーMUFG 証券(株))	1.54%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常 任代理人 ゴールドマン・サック ス証券(株))	1.24%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常 任代理人 ゴールドマン・サック ス証券(株))	1.15%
資産管理サービス信託銀行株式会 社 (信託E口)	0.83%	資産管理サービス信託銀行株式会 社 (信託E口)	0.77%
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社 (信託口)	0.79%	日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社 (信託口)	0.73%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 メリルリンチ日本 証券(株))	0.73%	MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 メリルリンチ日本 証券(株))	0.68%
GOLDMAN, SACHS& CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サ ックス証券(株))	0.68%	GOLDMAN, SACHS& CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サ ックス証券(株))	0.63%

- (注) 1. 2018年6月30日現在の株主名簿及び2018年7月31日現在の発行済株式総数を基準として記載しております。
2. 募集後の持株比率は、当初転換価額(2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債につき7,467円、2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債につき7,518円)で本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式の数を加えて算出しております。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

以上

本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。